
環境社会学会第 66 回大会

プログラム・要旨集

2022 年 12 月 10 日（土）・11 日（日）

法政大学市ヶ谷キャンパス・ハイフレックス開催

（10日：オンライン開催）

タイムテーブル

12月10日（土）

●15:00～17:30 研究活動委員会・企画セッション（オンライン）

アフリカ熱帯林の住民参加型マネジメントの模索-実践研究プロジェクトの試みから-

企画者：岩井雪乃（早稲田大学）、寺内大左（筑波大学）

【報告者】

安岡宏和（京都大学）

本郷峻（京都大学）

戸田 美佳子（上智大学）

平井將公（京都大学）

【コメンテーター】

梶光一（兵庫県森林動物研究センター／「野生生物と社会」学会）

笹岡正俊（北海道大学）

*本セッションは、「在来知と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創」プロジェクト（SATREPS）、「野生生物と社会」学会との連携開催です。

12月11日（日）

●9:00～12:00 自由報告・実践報告部会

部会A 環境社会学の実践と方法（外濠校舎3F・S305教室＋オンライン）

司会 丸山 康司（名古屋大学）

第1報告〈実践報告〉

学生主体のエコボランティア活動ーリコロボコウベ1年間の取り組み

松村淳（関西学院大学社会学部／Re.colabKOBEd代表）

第2報告〈実践報告〉

市民向け講座における環境運動のパブリックヒストリー実践：1980-90年代に拡大した環境保全活動の意味解釈に向けて

松村正治（中ヶ谷戸オフィス）

第3報告〈実践報告〉

公害資料館における多視点性と協働

林美帆（水島地域環境再生財団／公害資料館ネットワーク／佛教大学）

除本理史（大阪公立大学／公害資料館ネットワーク）

第4報告〈自由報告〉

福島第一原発事故後の研究者からの発信は多様だったか？——研究者ネットワークと発言内容との関連に注目して

立石裕二（関西学院大学）

第5報告〈自由報告〉

宇宙環境社会学の課題と方法

岡野内正（法政大学社会学部）

●9:00～12:00 自由報告・実践報告部会

部会B エネルギー・モノ・生物をめぐる環境社会学（外濠校舎3F・S306教室＋オンライン）

司会 山下 博美（立命館アジア太平洋大学）

第1報告〈自由報告〉

日本における石炭の地産地消の現況とその経緯

清水拓（早稲田大学文学学術院）

第2報告〈自由報告〉

「卒原発」のための再生可能エネルギー導入促進とその課題—山形県庄内地方の風力発電事業を事例として—

平春来里（名古屋大学環境学研究科社会環境学専攻）

第3報告〈自由報告〉

原発事故被災地における避難指示解除が商工事業者の事業再開に与える影響

高木竜輔（尚絅学院大学）

第4報告〈自由報告〉

不安定性と共生のエスノグラフィー—福島原発事故後の海を事例に

高橋五月（法政大学）

第5報告〈自由報告〉

現代社会におけるモノの所有とごみとしての廃棄——フリマアプリ利用者へのインタビュー調査から

梅川由紀（神戸学院大学）

第6報告〈自由報告〉

希少種センザンコウ獺の社会的受容性の高い保全策：インドネシア北カリマンタン州S村の事例から

澤井啓（北海道大学大学院文学院）

※発表は報告時間20分・質疑時間10分です。

●13:00～17:00 シンポジウム（外濠校舎3F・S305教室＋オンライン）

「ソーシャル・イノベーションの時代」の環境社会学—環境問題の創造的解決とは何か？

登壇者

解題：大倉季久（立教大学／編集委員）

報告者：

- ・ 大元鈴子（鳥取大学）
- ・ 大門信也（関西大学）
- ・ 古屋将太（環境エネルギー政策研究所）
- ・ 高橋勅徳（東京都立大学）

司会：西城戸誠（早稲田大学／研究活動委員）

自由報告・実践報告 要旨

A-1 要旨【実践報告】

学生主体のエコボランティア活動 —リコラボコウベ1年間の取り組み—

松村淳（関西学院大学社会学部／Re.colabKOBE 代表）

1. 沿革

報告者は、2018年頃から、学生有志と里山環境保全活動や、有機農業の現状等についての不規則の勉強会を実施してきた。コロナ禍での中断を経て、2020年に神戸市から、神戸市北区にある休耕田と里山の一体的な再生を学生主体でチャレンジして欲しいという依頼を受け、これを受諾した。既存の勉強会を発展させるかたちで、学生エコボランティアチーム Re.colabKOBE（以下リコラボ）を結成し、2021年7月から本格的に活動を開始した。こちらは神戸市が若手研究者向けに出している研究資金「アーバンイノベーション神戸」に応募し、その助成を得ることができた。

2. 場所

神戸市の担当者を介して地権者を紹介され、現在は研究活動という名目で、無償で場所を借りている。我々が借り受けている里山・休耕田が位置しているのは神戸市北区山田町である。幹線道路から1kmほど入った山間部にある。全体で4haほどある土地を四人の地権者が管理しており、我々が借りているのはそのうちの一部であり、一人の地権者の土地である。元々は水田として活用されていたが、30年ほど前に耕作を放棄し、それ以来休耕田となっている。

3. 組織

30年間放棄された休耕田を、学生主体のエコボランティアチームによって有機農法で再生してほしい、というのが神戸市側からのリクエストであった。報告者はすでにあつたチームを発展させることで、この依頼を受けることにしたが、もともとの学生チームは4名ほどであったので、まずは人員募集から始める必要があつた。とはいえ、学期の途中であつたので、正式な学生団体として大学に登録してもらうことも出来ず、募集は報告者の授業内アナウンスと既存メンバーからの口コミに頼らざるを得なかつた。それでも、30名ほどが集まつた。

4. 活動

まずは、現場に入って草刈りの活動から開始した。30年間放置された場所であるため、笹とセイタカアワダチソウによって農地は覆われ、最初の二ヶ月は、ほぼ草刈りに従事することになった。農地において活動に取り組み始めたのが9月であつたので、草刈りを終えた頃には11月になっていた。そこから植えられる作物も限られていたので、大麦を栽培することにした。大麦だと乾燥にも強いため、土日メインの活動になってしまう学生団体であっても管理することが比較的容易であろう、という考えからである。雑草を処理した土地を地権者に耕耘してもらい、大麦の種を撒いた。順調に発芽、生育し、収穫することができた。採れた大麦は知人の農家に持ち込んで脱穀し、結果として66kgの大麦を収穫することができた。約1年間の実質活動期間の間に、夏野菜も収穫することができた。

その他、里山の環境保全活動も少しずつ進めている。具体的には定期的な草刈り、溜池に生息する外来種の駆除などである。次年度以降は、神戸市内の児童生徒を招いた校外学習や、家族連れを対象とした里山自然教室、エコツアーの企画運営なども進めていく予定である。

5. 課題

2022年に入り、活動は二年目を迎え、参加人数は大幅に増えたが、活動に参加する学生が減るという事態が発生した。活動を休む理由は様々であるが、土日にアルバイトを入れているから、という理由が最も多い。これは昨今の大学生の経済状況を鑑みると仕方がないことであるといえる。とはいえ、初年度は多くの学生が参加していたことを鑑みれば、リコラボの優先順位が低下している、ということの証左であるともいえる。そこで学生にヒアリングをしてみると、いくつかの課題が浮き彫りになった。

主体的な参加を促したはずであるが、教員と行政が学生に仕事を依頼する、ということが圧倒的に多かった。リコラボの参加者は文系の学生がほとんどを占めるので、農業をはじめとする自然科学の知識が乏しく、教員や行政の専門家の指導の下に活動を展開することが必然的に多くなる。そのため、しんどい作業を「やらされている」というマインドになり、活動から足が遠のく、という事態が生じていた。つぎに、農業をする目的を共有できていなかった、という点である。大麦の栽培にあたっては学生の士気も高く、進んで農作業に参加してくれていた。その理由は、リコラボの学生が栽培した大麦は、それを地元のブルワリーに農家を通じて卸し、クラフトビールの原料になる、というストーリーを共有することができていたからである。

しかし、大麦以降に栽培した野菜は、栽培してどうする、というストーリーを共有できないまま、ただ栽培するという状況になってしまった。

こうした状況を見た神戸市の職員からの提案で、ウクライナ難民のためにソバやビーツを栽培しないか、という提案があった。報告者は、自分たちの活動が難民支援になる、ということで学生の士気も上がるだろうと予測していた。しかし、結果は低調だった。その理由は、ウクライナ難民支援というストーリーが借り物であったからである。自分たちが支援したいと心の底から思ったわけでもなく、ただウクライナ難民支援という響きの良さに、惹かれたのだろう。学生は一度もウクライナ難民に会うこともなく、ソバの栽培に従事することになった。

6. 考察

報告者も含めた周囲の関係者の当初の予想では、学生が山間部の休耕田に、休日を潰して出かけていき、農業に従事する、というシナリオは相当無理があるのではないかと見立てであった。ところが蓋を開けてみると、30名という学生が集まり、毎回コンスタントに10名程度参加してくれることになった。しかも、8割は女子学生である。大麦の栽培はうまくいったが、その他の野菜は、栽培は成功したが、活動は低調であった。その理由は上述したように、野菜を栽培することの目的をきちんと共有できなかったためである。

そこで、今年度からは目的をまず学生に提出してもらうように促している。何のために、何を植え、収穫し、それをどうするのか？そのまま売するのか、加工するのか、も含めて考えてもらうようにしている。この一連のサイクルを学生自身の手によって回すことができれば、大きな手応えとなり、さらなる活動へと繋がっていくのではないかと考えている。

A-2 要旨【実践報告】

市民向け講座における環境運動のパブリックヒストリー実践 —1980-90年代に拡大した環境保全活動の意味解釈に向けて—

松村正治（中ヶ谷戸オフィス）

2022年11月1日～2023年1月10日（隔週火曜日 19:00～21:00）、新時代アジアピースアカデミー（NPA | <https://npa-asia.net/>）にて「環境運動のパブリックヒストリー：自然と共生する社会づくりの経験」という講座を開催している。本講座のコーディネーターとして、この実践がどのような研究動向を踏まえて企画・運営されたのかを報告することにより、環境社会学分野からのご助言やご支援をいただければ幸いである。

＊

近年、1960-70年代の学生運動やベトナム反戦運動などの「新しい社会運動」を対象とした研究が盛んになっている。その背景として、まずは運動の当事者たちが高齢となり、訃報に接する機会が増えてきたことがある。研究の基盤となる資料が散逸しないように早急に収集・整理し、話者が生きているうちにインタビューをおこなう必要性に迫られている。つぎに、収集された資料の活用にも関心が集まっていることがある。2013年に公害教育を実施してきた組織によって公害資料館ネットワークが結成されたが、その中では反公害運動の資料の活用が重要な課題となっている。行政が管理する資料館では、資料展示を通して公害を克服した成功の物語が強く押し出され、現在も残る被害の実態はほとんど伝えられていない。公共性が求められる資料館にとって、過去の運動資料をどのように提示し、どのように学ぶ場を作るのかという問題は切実である（安藤ほか編 2021）。このような論点は、世界的に関心が広がっているパブリックヒストリーの中心的な主題と重なり、学問の世界に留まらない関心事となっている（菅・北條 2019）。

本実践は、こうした社会運動史やパブリックヒストリーの研究動向に刺激を受けつつ、これまで積極的に研究対象とされてこなかった「環境保全活動」に焦点を当てようとしている。この集合行為は、1960-70年代に「新しい社会運動」として広がった「自然保護運動」と比較することで、その特徴が明らかになる。すなわち、守るべき対象は「自然」から人間社会を取りまく「環境」へ、人為的な影響からの「保護」だけでなく人為的介入も評価する「保全」へ、社会変革を旨とする「運動」から誰もが参加しやすい「活動」へ、という変化が認められる。この運動の対象・手法・志向の変化は、1970-80年代にかけて日本の社会運動のタイプが目的達成型から自己表出型へ変質したという見方と重なる（長谷川編 2020）。

運動（＝活動）タイプの変化に対しては、社会運動史研究の中でも評価が分かれている。一方では、ここに住民運動から市民運動へ、さらに市民活動へという発展段階を見て、地域エゴに基づく抵抗運動から普遍的な価値にもとづく参加型の活動へ進化したと肯定的に評価する向きもある（帯刀・北川編 2004）。他方では、新自由主義的な行政経営手法の進展とともに、政府にとって都合の良いボランティアな市民の「活動」が促進されたという共振構造が批判的に指摘される。日本の環境ガバナンスの歴史を分析した藤田研二郎は、そうした社会構造の中で、1990年代後半以降の環境運動をリードした環境NPOは行政が果たすべき役割を安く引き受けた上に、環境改善の効果は乏しかったと評価した（藤田 2021）。

本実践では、前者の段階論的な解釈を退け、後者のマクロ的な構造分析を真摯に受けとめながらも、運動の因果関係を説明する動員論とは異なるアプローチを志向している。なぜな

ら、環境保全活動の意義は、目標を達成したかどうかという視点から評価するだけでは十分に把握できないと考えるからである。社会運動論は、なぜ成功/失敗したのかを説明する研究と、どのような意義・意味があるのかを解釈する研究に大別されるが、当時の環境保全活動のリアリティに迫るためには、運動の社会的な意義や当事者にとっての運動経験の意味を解釈する方法論が求められる（濱西 2018）。

その解釈のヒントになりうるのが、小杉亮子による東大闘争の研究である。小杉はデヴィッド・グレーバーの社会運動論を参照し、戦略的政治の観点からは失敗に終わった東大闘争について、当事者の語りと闘争後の各自の歩みをもとに予示的政治の有り様を描いた。この研究は、後続世代が否定的な集合的記憶を乗り越え、当時の学生運動を理解する材料を提供したパブリックヒストリーとしても読める（小杉 2019）。また、ほかに参照すべき研究として、2000年頃の日本のコモンズ論がある。当時、森里川海の自然資源に関して、近代的な所有権に則って所有者が土地を管理するのではなく、その土地に深くかかわる者が管理する新たなコモンズの創出に期待が寄せられた（井上・宮内編 2001）。こうした議論は、環境保全活動が自然保護運動の系譜に位置するだけでなく、公有地や私有地を適切に共有化（コモニング）する運動でもあることに気づかされる。

以上の検討を踏まえた本実践は、これまでの環境運動史研究では否定的に論じられてきた運動性の弱い環境保全活動について、当事者の視点や経験に内在しながら予示的政治とコモニングを手掛かりに、この運動の意味を理解しようとするものである。


NPA では1期6回（約3ヶ月）で一区切りとなる講座を組む必要があるため、今期（第8期）は1970-80年代に始まり、その後も影響力を持った有機農業運動、産直運動、里山保全運動などを取りあげた。今後、同じタイトルで1970-2010年代をカバーできるように複数期にわたる連続講座を企画し、1980-90年代に拡大した環境保全活動の特徴が浮き彫りになるように努めたい。

火曜 A 19:00-21:00
zoom オンライン

コース18 環境運動のパブリックヒストリー

-自然と共生する社会づくりの経験

- ① 11/ 1 大澤忠夫×大澤菜穂子 みかんを通じて水俣と出会ってみたい-父のこれまでと娘のこれから
- ② 11/15 平野靖識, 聞き手: 相川陽一 空港反対運動から生まれた有機農業の歩み-三里塚から持続可能な地域づくりを考える
- ③ 11/29 明峯淳子 「たまごの会」で見た夢
- ④ 12/13 中島大 小水力に取りつかれて40年 - 反原発・自然エネルギー実験の場「水車むら会議」を中心に
- ⑤ 12/27 十文字修 街のエコロジー-青年と舞岡公園づくり ~そして今、佐渡暮らしから思うこと
- ⑥ 1/10 石田紀郎, 聞き手: 村上悟 せっけん運動の化学反応をひも解く-連帯と変化は、いかにして起こるのか



[文献]

安藤聡彦・林美帆・丹野春香編 2021 『公害スタディーズ—悶え、哀しみ、闘い、語りつぐ』 ころから。

藤田研二郎 2019 『環境ガバナンスとNGOの社会学—生物多様性におけるパートナーシップの展開』 ナカニシヤ出版。

濱西栄司 2018 「社会運動研究と環境社会学—解釈的／説明的環境運動研究の課題」『環境社会学研究』24: 74-88.

長谷川公一編 2020 『社会運動の現在—市民社会の声』 有斐閣。

井上真・宮内泰介編 2001 『コモンズの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』 新曜社。

小杉亮子 2018 『東大闘争の語り—社会運動の予示と戦略』 新曜社。

菅豊・北條勝貴 2019 『パブリック・ヒストリー入門—開かれた歴史学への挑戦』 勉誠出版。

帯刀治・北川隆吉編 2004 『社会運動研究入門—社会運動研究の理論と技法』 文化書房博文社。

A-3 要旨【実践報告】

公害資料館における多視点性と協働

林美帆（水島地域環境再生財団／公害資料館ネットワーク／佛教大学）

除本理史（大阪公立大学／公害資料館ネットワーク）

2022年7月、日本の環境政策を進める原動力の1つとなった四日市公害訴訟判決から50年を迎えた。四大公害訴訟から半世紀を経る中で、「公害経験の継承」という課題が提起されるようになっていく。

しかし、歴史をどう解釈し意味付与をするかという点で、多くの犠牲をとまなう公害事件は、戦争、自然災害、大事故などと同様に難しさを抱える。解釈の視点が立場によって異なり、それらの間の分断や対立が生じうるからである。このように解釈が分裂しやすい「過去」は「困難な過去（difficult past）」などと呼ばれる。

「困難な過去」を抱えた地域で、立場の違いを越えて協働を強めることはそれほど簡単ではない。公害経験の継承は、やり方を間違えると協働を阻害する恐れもある。地域の分断を修復し、協働へと向かうにはどうすればよいか。本報告では、①公害資料館ネットワークの活動を通じて、「多視点性（multiperspectivity）」による協働が模索されてきた経緯を述べるとともに、②報告者が岡山県倉敷市水島地区で取り組んでいる公害資料館づくりの事例をもとに、公害経験の継承を軸にした多視点性による協働の可能性を示したい。

1. 公害経験の継承をめぐる多視点性と協働

公害資料館ネットワークは2013年に結成された。ここで公害資料館とは、公害地域で、公害の経験を伝えようとしている施設や団体のことを指している。公害資料館は、展示機能・アーカイブズ機能・研修受け入れ（フィールドミュージアム）の3分野のどれかの機能を担っており、必ずしもハードとしての建物の有無は問わない。また、運営主体についても国・地方自治体・学校・NPOなどがあり、公立／民間など運営形態も様々である。したがって各公害資料館の間には立場による運営方針や主張の違いがあってもよいと考えている。

1960年代の激甚期から数えても数十年が経過した現在において、公害は体感しにくくなっている。このような中で、公害資料館ネットワークを通して、公害の経験を伝えることに関心を持つ様々な人たちが集まり、それぞれの意見を述べて、互いに協力できる可能性を論じている。公害教育は公害問題の激甚化とともに発展したが、公害が見えにくくなっていくのにもない、社会の中で公害を学ぶ意義が見失われつつあった。公害資料館ネットワークにおいて公害の経験をどのように伝えるかを議論する場がつけられたことは、現代において、再度公害から社会を見つめることの意義を明らかにする取り組みといえる。

公害資料館ネットワークは、様々な立場の人たちや団体の間で関係性をつくりあげようとしている。そこには、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）の文脈と公害経験の継承が重なったことが大きく影響している。本報告では、ESDがもたらした変化について述べ、公害学習が多視点性を獲得していった経緯を明らかにしていく。具体的には大阪・西淀川でのESDの取り組みから、公害資料館ネットワークにつながっていく中で、公害の経験を伝える取り組みが多視点性を獲得し、協働の輪を広げていく過程について論じる。

2. 倉敷・水島における公害資料館づくり

倉敷・水島は臨海部のコンビナートによる大気汚染被害を受けた地域である。倉敷公害訴訟は 1996 年に和解解決を迎え、2000 年に水島地域環境再生財団（みずしま財団）ができて「環境再生のまちづくり」をスタートさせた。みずしま財団はそれから 20 年以上にわたり、行政・企業・市民など多様な主体間の協働を模索してきた。

みずしま財団は 2010 年度に事業型環境 NPO や社会的企業を支援する環境省事業に採択され、2013～2015 年度には環境省の協働取組事業にも採択された。これらの事業を通じて、みずしま財団は行政・企業・住民・NPO などが集まって、環境学習とまちづくりを進める体制をつくりあげてきた。しかし、公害の歴史を有する地域において、「環境」学習という言葉が前面に出ると、公害問題がコンテンツから抜け落ちてしまうことは珍しくない。水俣でも水島でも同様の課題がある。

みずしま財団が地球環境基金の助成を受けて 2021 年度からスタートした公害資料館づくりの活動は、このことに正面から取り組もうとしている。その中心は「みずしま地域カフェ」の開催とそれを踏まえた小冊子『水島メモリーズ』の作成である。公害経験を継承することが、活動の眼目の 1 つである（2022 年 10 月、暫定的にミニ資料館「みずしま資料交流館（愛称：あさがおギャラリー）」を開設）。

「みずしま地域カフェ」は、住民や外部専門家などが集まって、多視点性を重視しながら地域の歴史について学び、将来のまちづくりの方向性などを語り合う場である。みずしま財団が 20 年以上かけて築きあげてきた地元での信頼や住民との関係性があるからこそ、この開催が可能になっている。

地域の将来像を考えると、水島地区が温室効果ガスの大口排出源であるコンビナートを抱えていることは大きな課題である。水島は脱炭素に向けた課題が山積する典型的な地域であり、足もとの地域からカーボンニュートラルを進めていくうえで、水島がどう変われるかが日本の試金石にもなる。コンビナートがあることは、将来への困難をもたらすだけではない。公害が深刻化し、被害者によって訴訟が提起され、問題解決に向けた努力が積み重ねられてきたことによって、地域に有形・無形の蓄積がもたらされている。たとえば企業で公害防止に携わってきた人材や、そうした人々が織りなすネットワークなどである。水島は、深刻な公害を経験したことによって、むしろ将来の問題解決に向けた潜在力を蓄えてきたのではないか。地域の歴史を知ることは、こうした蓄積と潜在力の発見につながり、それを踏まえて地域の将来を考えることを可能にするであろう。

参考文献 ①林美帆（2014）「公害と環境再生——大阪・西淀川の地域づくりと公害教育」鈴木敏正・佐藤真久・田中治彦編著『環境教育と開発教育——実践的統一への展望：ポスト 2015 の ESD へ』筑波書房、②林美帆（2015）「公害を学ぶ今日的意義——公害資料館連携から見た公害教育」『環境教育』25(1)、③林美帆（2016）「公害地域の『今』を伝えるスタディツアーが公害教育にもたらしたもの」『開発教育』(63)、④林美帆（2017）「公害資料館ネットワークの意義と未来」『大原社会問題研究所雑誌』(709)、⑤除本理史・林美帆編著（2022）『「地域の価値」をつくる——倉敷・水島の公害から環境再生へ』東信堂、⑥「特集 四日市公害裁判から 50 年 公害から今何を学ぶか」『住民と自治』2022 年 12 月号

A-4 要旨【自由報告】

福島第一原発事故後の研究者からの発信は多様だったか？ —研究者ネットワークと発言内容との関連に注目して—

立石裕二（関西学院大学）

1. 問題意識

福島第一原発事故後の研究者からの情報発信には問題があったとしばしば指摘されてきたが、どこに問題があったかに関しては立場によって認識が異なる。一つの立場は、科学者の合意にもとづく「ユニークボイス」の発信がなかったことが混乱を生んだというものである。このような問題意識から、日本学術会議では、具体的な制度化には至らなかったものの、ユニークボイスの発信の可能性について検討が行われた（日本学術会議 2014）。横山（2019）は、ユニーク（唯一）にこだわらず、科学者の中での意見の分布を発信する「グループボイス」が必要だと論じている。いずれも、政府からの独立を担保しつつ、オーソライズされた形での発信が重要だという立場である。

2011 年当時、災害時には科学者は SNS などで個人的な見解を発信するべきでないという議論もあった。「様々な主張が科学の名前で発表されると社会は混乱する。日本の現状は混乱していると表現してもおかしくない。……科学者は、個人の主義主張とは別に、この国際的な純粋に科学的な合意を一致して社会に説明する義務があるのではないかと考える」（長瀧 2011）。実際に、原発事故や放射線に関する情報発信をしないよう構成員に指示・要請した研究機関や学会もあった。

しかし、こうした見方とは対極的な見方もある。放射線被ばくによる健康被害を懸念する人々にとっては、日本政府の方針を無批判に代弁する「御用学者」や、事故を小さく見せようとする「原子力ムラ」の学者ばかりがマスメディアで発言することが問題だった（島菌 2013）。この立場から見れば、研究者の発信が多様だったことではなく、政府方針の擁護、放射線「安全」論へと偏っていたことが、対策の遅れと混乱を招いたということになる。

環境災害が起こった後の研究者からの発信のあり方をめぐっては多くの議論が行われているが、系統的なデータを用いた分析はこれまでほとんど無かった。

本研究では、ネットワーク分析の手法を用いて、原子力・放射線にかかわる研究者集団の構造を明らかにする。その上で、研究者集団の構造が新聞記事上の発言に与えた影響を分析していく。福島第一原発事故後の研究者による発言は画一的だったか、それとも多様だったか。画一性／多様性はどのようにして生じたか。国の政策方針に対する批判性・多様性は、どのような立ち位置の研究者から出てきたか。逆に、政策方針に対して疑問・批判が向けられている中で、その「つじつま合わせ」に加わったのはどういった研究者だったか。

2. 分析方法

科学研究費補助金データベース（KAKEN）の共同研究関係のデータを用いた。原子力発電事業との位置関係による影響を検証するため、「原子力」「放射線」を扱う研究者に加えて、放射線リスクには関わるものの原子力との直接の接点は少ないと思われる「疫学」「衛生学」の研究者を分析の対象とした。

ネットワーク分析のソフトウェア Gephi 0.9.2 を用いて研究者ネットワークを描画した上で、コミュニティの分割を行った。上位 9 つのコミュニティを基本単位として分析した。

読売新聞・朝日新聞・毎日新聞の記事データベースを用いて、福島第一原発事故後の 2 年間の放射線被ばくに関する記事を収集した。KAKEN の分析で抽出された研究者の名前を

総当たりで検索し、1322 件の言及箇所が得られた。これらの箇所を中心に分析を行った

3. 分析結果と考察

新聞記事に見られる研究者の意見の分布としては、「年間 20 ミリシーベルト」等の政府方針を擁護するか、自分の判断を示さず説明するコメントが多くを占めていた。政府方針よりも「心配ない」側の見解や、低線量でも被ばくは危険だと指摘する見解もしばしば見られたが、発言する人は比較的少なく、同じ人物の発言がたびたび掲載される形となっていた。

原子力工学コミュニティからの距離に応じて、研究者の発言のトーンが変化するという傾向は見られなかった。原子力工学の近傍においても批判的な発言をする研究者がいた一方、ネットワーク上で最も遠い「疫学」「衛生学」コミュニティにおいて、政府方針に距離をとる発言の割合が高くなる傾向は見られなかった。

政府方針に沿ったコメントをする研究者を、1) 政策立案に関与する研究者、2) 専門に関わる利害を有する研究者、3) 政策決定に関与していないが、「説明」の担い手となった研究者という 3 つに分けた場合、この事例において特徴的だったのは 3) である。自分の色を出そうとせず、政府見解や ICRP 勧告等の説明・解説に徹する研究者が多かった。この点では「ユニークボイス」的状况が一定程度実現していたともいえる。

2) に関しては、「原子力工学」の専門家に加えて、放射線被ばくへの不安の高まりは、「放射線医学」の専門家にとって日々の診療にかかわる問題だった。放射線を過度に心配せず、診療を受ける意義を強調する発言がたびたび見られ、医療従事者という立場がコメントに反映していたと考えられる。なお、放射線ホルミシスや粒子線治療の研究などを通じた原子力との接点が事故後の発言に与えた影響については今後の検討課題である。

1) 2) の研究者においては、政府文書と比べて踏み込んだ形で、「気にしなくてよい」「安心してよい」とするコメントがしばしば見られた。公式文書では直線・閾値なし (LNT) の発がんリスクがあるという立場を逸脱しない書き方採る一方で、コミュニケーションの担い手としての研究者が、個人的な発言として、「心配ない」「安心してよい」と伝えるという、二重の構図となっていた可能性が考えられる (cf. 今中 2017)。

新聞記事において批判的な発言をした研究者には、従来から反原発運動や原爆被爆者の認定運動に関わるなど、放射線に関する国の施策に対して批判的な人が多かった。コミュニティとしては「被ばく研究」「放射線物理学・化学」に属する人が比較的多かった。批判的な発言と学術研究の両立を可能にする条件として、巨大科学化していないこと、現場に直接アクセスできること、国際的／分野横断的な学問共同体に組み込まれていること、歴史的／ローカルな事象に対する自然科学的アプローチが評価されること等が示唆された。

今後は、今回の分析で抽出された研究者を対象として、雑誌・ウェブ記事など他の媒体での発信についても収集して分析をおこなう予定である。

参考文献

今中哲二, 2017. 「20 ミリシーベルト」と幻の安全・安心論『科学』87(7):681-89.

長瀧重信, 2011. 「原発事故の健康リスクとリスク・コミュニケーション」『医学のあゆみ』239(10):939-43.

日本学術会議, 2014. 「科学者からの自律的な科学情報の発信の在り方検討委員会」

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/jiritsuhasshin/jiritsuhasshin.html>, 2022 年 11 月 19 日アクセス.

島藺進, 2013. 『つくられた放射線「安全」論：科学が道を踏みはずすとき』河出書房新社.

横山広美, 2019. 「緊急時の学術コミュニティの責任：ワンボイスとグループボイス」『災害情報』17(2):89-96.

※本研究は JSPS 科研費 19K02061 の助成を受けたものです。

宇宙環境社会学の課題と方法

岡野内正（法政大学）

日本では2008年の宇宙基本法成立の前後から、宇宙開発・使用に伴う宇宙環境問題に関する文献が激増するが、環境社会学からのアプローチはまだない（法学の青木2006；小塚・佐藤編2015、国際関係論の鈴木2011；福島2020、倫理学の稲葉2016；伊勢田他編2018；呉羽・伊勢田編2022、人類学の岡田他編2014等）。英語圏では、2007年に宇宙に関する最初の社会的著作と銘打った『宇宙社会—宇宙万有の社会学をめざして』

（Dickens & Ormrod 2007）が現れ、その共著者オームロッドがケンブリッジ大学出版の環境社会学ハンドブックに書いた論文（Ormrod 2020）が、環境社会学分野での最初の文献のようだ。

本報告では、文献調査に基づいて宇宙環境問題の課題を整理して先行研究の意義を明らかにしたうえで、日本の環境社会学研究における理論的蓄積と関連する最近の社会科学研究の成果を踏まえ、先行研究の限界を突破する方法論的課題を示したい。

Dickens & Ormrod(2007)は、マルクスの資本蓄積論を宇宙空間に拡張して、宇宙開発における私営化と軍事化による宇宙空間の略奪的使用と汚染、宇宙空間での戦争による地球規模の壊滅的な環境破壊の危険を説明しようとする点で、アメリカにおける軍産複合体論と環境社会学の「生産の踏み車」論とを接合する優れた視点を示している。Ormrod (2020)はそれに加え、ベックのリスク社会論の論理を用いて、人工衛星の残骸からなる宇宙ゴミ（スペースデブリ）問題や惑星探査に伴う地球外危険物質による地球汚染（後方汚染）対策の動きを説明した。さらに、着々と進行する宇宙開発や軍事利用に伴う月や惑星の環境破壊や宇宙汚染（前方汚染）対策の動きに関して、自然(Wilderness)保護運動の論理との対比で宇宙環境保護運動を考察した。

オームロッドらの研究は、資本蓄積の論理を原動力として、私営化と軍事化の同時進行下での宇宙開発・利用によって深刻化する宇宙環境問題解決のための諸課題を体系的に整理した点で、問題を列挙するにとどまる日本の法学、国際関係、倫理学などの諸研究の水準を越えており、高く評価できる。だが、問題の根本原因である資本蓄積を人類が制御し、問題を解決していく政策論的見通しの提示は、課題として残されている。

日本の公害問題との格闘から、環境制御システム論や生活環境主義・コモンズ論を議論してきた日本の環境社会学の理論的遺産は、最近の社会科学研究成果を導入してバージョンアップしたうえで、それらを接合するならば、この課題に挑む方法への手がかりを与えてくれる。すなわち、宇宙環境問題解決のためには、軍事化を担う国家システムと私営化を担う経済システムとを同時に制御するシステムを構想する必要があるが、これに挑んできたのが環境制御システム論であった。また、その際の制御主体は、ハーバーマスの意味での生活世界に根差した公共圏でなければならないが、そのような公共圏の創出に挑んできたのが生活環境主義・コモンズ論であった。

だが、宇宙環境問題は地球規模の問題であるから、視野を地域や国家に限定することは意味をなさない。また21世紀に入ってからのグローバル化は、IT技術革新、金融取引の激増、国民国家の空洞化、テロリズムの普遍化によって20世紀のグローバル化とは質的に異なる様相を示す。これに対応して、環境制御システム論と生活環境主義・コモンズ論

は、次のようにバージョンアップされる必要がある。

第一に、環境制御システム論のモデルに、株式会社論とグローバル資本主義論（さしあたり岡野内 2021; 2022）を入れて、経済システム部分をより具体化し、ローカルな問題からグローバルな問題へと制御対象の規模に応じて、重層的に、同時に対応できるものとする。

第二に、生活環境主義・コモンズ論が提起してきた環境運動の論理に、オルソンからハートとネグリを経てダルドとラヴァルに至るコモン論（山本 2022 ; Dardot & Laval 2014=2019 等）および現代総有論（五十嵐 2022 等）を入れることによって、生活世界の危機把握を普遍化、具体化し、ローカルからグローバルに至る重層的な公共圏を原動力とする社会運動の論理としたうえで、環境制御システム論に接合する。

以上をより具体化すれば、岡野内（2022）で紹介した市民資本主義構想を、会社の事業展開の範囲に応じて、ローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルな「みんなの元手」の設立として重層的に同時展開するということになる。それは、岡野内（2020 ; 2021）で提起した「SDGs か、宇宙開発か？」という問いに対して、環境社会学の側から SDGs 達成への見通しを示すことにもなる。

[文献]

青木節子 2006『日本の宇宙戦略』慶応義塾大学出版会。

Dardot, Pierre & Christian Laval, 2014, *Commun. Essai sur la révolution au xxie siècle*, Paris: éditions La Découverte (Translated by Matthew Maclellan, 2019, *Common: On Revolution in the 21st Century*, London: Bloomsbury).

Dickens, Peter & James Ormrod 2007 *Cosmic Society: Towards a Sociology of the Universe*, London: Routledge.

福島康仁 2020『宇宙と安全保障—軍事利用の潮流とガバナンスの模索』千倉書房。

五十嵐敬喜 2022『土地は誰のものか—人口減少時代の所有と利用』岩波書店。

稲葉振一郎 2016『宇宙倫理学入門』ナカニシヤ出版。

伊勢田哲治・神崎宣次・呉羽真編 2018『宇宙倫理学』昭和堂。

呉羽真・伊勢田哲治編 2022『宇宙開発をみんなで議論しよう』名古屋大学出版会。

岡田浩樹・木村大治・大村 敬一編 2014『宇宙人類学の挑戦—人類の未来を問う』昭和堂。

岡野内正 2020「コロナ・パンデミック後の地球防衛戦争—SDGs か、宇宙開発か?」(上)(下)『アジア・アフリカ研究』60(3);(4), 1-26; 1-24.

岡野内正 2021『グローバル・ベーシック・インカム構想の射程—批判開発学/SDGs との対話』法律文化社。

岡野内正 2022「非政府ベーシックインカムと市民資本主義—アメリカの会社法・ビジネス法学者らのポスト株主資本主義構想について」『社会志林』(法政大学) 69(2): 51-67.

Ormrod, James S. 2020 “Outer Space and New Frontiers to Environmental Imaginations,” in Legun, Katharine et al. (Eds.) 2020 *The Cambridge Handbook of Environmental Sociology*, Cambridge: Cambridge University Press: 243-261.

小塚壮一郎・佐藤雅彦編 2015『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』有斐閣。

鈴木一人 2011『宇宙開発と国際政治』岩波書店。

B-1 要旨【自由報告】

日本における石炭の地産地消の現況とその経緯

清水拓（早稲田大学文学学術院）

日本のエネルギー需給に占める石炭の比率は高い。全体の4分の1を占めている。そのほぼ全量が海外炭であり、年間約1億8千万トンが輸入されている。一方で、日本国内で生産されている石炭は年間74.8万トン（2020年度）で、石炭供給量の約0.3%に過ぎない（経済産業省資源エネルギー庁 2022; 石炭フロンティア機構 2022）。国内炭はすべて北海道で産出され、空知地方と釧路地方がその中心である。2022年現在、計7炭鉱が操業している。いずれにおいても地域内の需要家に向けて出荷されており、石炭が地産地消されている。

かつての日本の石炭産業においては、産炭地と需要地が離れていることが一般的で、石炭の利用は広域輸送を伴うことが多く、地産地消は主流ではなかった。たとえば、現在では再開発が進んだ豊洲が、かつては石炭埠頭であったことなどがその端的な例である。地産地消といえるのは、各炭鉱での自家発電を除くと、常磐炭砒を経営する常磐興産が東京電力と東北電力とともに設立した常磐共同火力がほぼ唯一の例である。同発電所は輸送コストに見合わない常磐の低品位炭を地産地消していた。

日本の石炭産業は、1950年代後半から半世紀をかけて国策によるソフトランディングが図られ、大手企業による生産という点では終焉を迎えた。現在、国内炭が日本のエネルギー需給の全体に占める割合はほんのわずかだが、それが地産地消のエネルギーとして存続していることは興味深い。本報告では、その石炭の地産地消の現況と経緯について取り上げる。

国内炭は空知地方と釧路地方を中心に地産地消されているが、両者では状況が異なる。空知では火力発電所の廃止が決まり、炭鉱が操業を終えようとしている。一方で、釧路では火発が新設され、炭鉱も火発と一体化した生産システムの構築を進めている。

空知では、2001年度末の石炭政策終了後も、複数の炭鉱が操業を続けてきた（空知管内5鉱、留萌管内1鉱）。いずれも地表から階段状に掘り下げて浅部の石炭層を採掘する露天掘り炭鉱である。そこで生産される石炭の大半は、電力用一般炭として、北海道電力の奈井江発電所（1・2号機、35万kW）と砂川発電所（3・4号機、25万kW）で使用されてきた。しかし、奈井江発電所は老朽化を理由に2019年に休止し、さらに2022年には奈井江・砂川の両発電所が2017年度末をもって廃止されることが発表された（『北海道新聞』2022年6月25日朝刊）。

空知の炭鉱は、2011年の東日本大震災の直後には増産要請に応じて電力需給を支えたほか、砂川発電所は2018年の胆振東部地震に伴う全道ブラックアウトにおいて最初に起動して復旧の端緒となったように、有事対応で電力供給に貢献してきたという側面も有する。しかし、世界的な脱炭素への潮流のなかで、2020年7月に政府が低効率石炭火発を2030年度までに段階的に休廃止させる方針を表明したことで、旧式の両発電所は廃止されることとなった。それに伴って、空知管内の露天掘り炭鉱も全て閉山する見込みとなっている。明治時代からの炭鉱開発の歴史をもつ空知での石炭生産が遂に終焉を迎える。

一方、釧路では、日本唯一の現役坑内掘り炭鉱のK社が操業を続けている。その前身の炭鉱の時代から、長らく本州の需要先に出荷してきたが、「念願」であった釧路炭を使用する釧路火力発電所が2020年に新設・運開した。同発電所は、出力が11万2千kWと小規模で、循環流動層ボイラーが採用され、釧路炭と海外産バイオマスの混焼となっている。地

産地消の取組みが考慮され、政府の段階的休廃止方針の対象外とされている（『北海道新聞』2020年7月3日朝刊）。

その設立経緯をみると、2011年にK社が「釧路資源エネルギー・エコパーク構想」を策定した。それは、同社が展開する石炭生産事業、研修事業、環境関連事業を有機的に結びつけ、火力発電所の新設を核に、資源エネルギー関連の研究・教育センターの設立を目指すものだった。東日本大震災以降の石炭ブームと、2016年の電力小売り全面自由化に向けた全国的な発電所新設の動きのなかで、2015年に在京の投資ファンドと新電力によって建設計画が発表された（『北海道新聞』2015年6月11日朝刊（釧路版））。環境アセスメントを経て、2017年に着工し、冬季の工期の遅れを経て、2020年12月に運開した（『釧路新聞』2020年12月5日朝刊）。

2010年代後半以降、急速に「脱炭素」が国際的な潮流となるなかで、日本国内では石炭火力発電所の新設計画が取り下げられたケースも多い。小規模とはいえ、なぜ新設に至ったのかという点に関しては、釧路の地域的背景とK社の経営的背景から、市や道のバックアップを受けて計画が進められてきたといえる。

地域的背景としては、北海道の日高山脈を挟んで東側には、中核的な発電所が存在しないという点である。火発新設によって「電力供給のアンバランスな部分が分散され、地域に一定の安心感が得られる」（『釧路新聞』2015年12月19日朝刊）という市長の発言のように、道内の電力供給の偏在によるリスクが指摘されていた。そして、それは2018年の全道ブラックアウトによって顕在化し、火発新設の説得力が増すこととなった。

また、経営的背景としては、K社がもつ技術的基盤と人的資源を活用することで、坑内掘り炭鉱と火発を一体運用し、各種研究開発拠点としても位置づけることが可能だったという点である。炭鉱から火発へは石炭だけでなく、冷却用水として坑内水を供給し、火発から排出される石炭灰と温排水は炭鉱へと供給され、それぞれ採掘跡充填材と選炭用水として利用される。また、K社は環境関連事業のなかで長年にわたり清掃工場の流動床ガス化溶解炉の運転委託を受けていたため、経験豊富なボイラー運転員を火発に派遣することができた。さらに、学会や大学とともにCCUSに関する共同研究をおこない、CO₂を石炭灰と反応させて炭酸塩鉱物化し、充填材の強度向上を図る実証試験を実施している。このように、すでに火発新設・運営の下地があったことに加え、単なる石炭の生産・利用に留まらない研究・教育という付加価値を提示し続けることで、炭鉱の存続と表裏一体の危うさを自ら抱え込みつつ、石炭火力発電所という存在が成立しているといえる。

【参考文献】

経済産業省資源エネルギー庁，2022，『令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2022）』。

石炭フロンティア機構，2022，『石炭データブック2022年版』。

清水拓，2020，「K社巡検の軌跡：2013～2019年——国内唯一の『生きている炭鉱』を訪ねて」早稲田大学文学部社会学コース2019年度嶋崎ゼミ『“生きている炭鉱”と釧路研究 VII』，140-9。

【謝辞】本研究はJSPS科研費20K22152「日本石炭産業の技術的到達点における炭鉱労働者の熟練に関する研究」による成果の一部である。

B-2 要旨【自由報告】

「卒原発」のための再生可能エネルギー導入促進とその課題 —山形県庄内地方の風力発電事業を事例として—

平春来里（名古屋大学）

1. 目的

本報告では東日本大震災後の山形県のエネルギー政策の転換と、その推進のために実施された山形県と酒田市による風力発電事業を対象とし、ゾーニングの課題と、山形県独自の「卒原発」というフレーミングの限界を記述することを目的とする。

2. 背景と先行研究

再生可能エネルギーの導入は気候変動対策や「脱炭素」「脱原発」にむけた主要電源化の文脈で今後さらに増加すると推測される一方で、エネルギー転換が停滞していることも指摘されている（IEA 2021; REN21 2022）。停滞には複数の要因が考えられるが、本報告では発電施設の立地地域における社会的受容性に着目する。再生可能エネルギーをめぐる規制だけでは対応できない個別の地域的問題に対しては、手続き的公正や配分的正義への配慮が必要とされている（本巢・西城戸 2015）。その具体策のひとつがゾーニングの実施である。先行研究では、策定過程へ公衆が参加する等の特段の配慮が必要なこと（畦地 2014）、候補地選定での住民や自然保護団体の意見を網羅したうえで選定していくことが、その後の事業の議論を円滑に進めること（分山 2015）、利害を適切に媒介するような「メディエーター」の役割の重要性が指摘されている（古屋 2022）。しかし、再生可能エネルギーの導入は土地利用の変更を伴うため、それまで受け入れられてきた土地利用の考えたと必ずしも一致しない可能性がある。そのような場合、「脱原発」のような大義名分が現場の合意形成に対してどの程度有効だろうか。本報告では 2012 年から「卒原発」を訴え、再生可能エネルギーの導入を推進してきた山形県の事例をもとに考察を行う。これは 2021 年 3 月に改正された地球温暖化対策推進法に基づく脱炭素化の「促進区域」指定が今後各地で進むと考えられるなか、その際の課題を明らかにすることにも繋がるだろう。

3. 研究対象と研究方法

本報告が対象とするのは山形県庄内地方の庄内海浜県立自然公園内で 2001 年と 2010 年に計画された民間企業による風力発電事業の計画と、2021 年 4 月に稼働を開始した山形県企業局による県営風力発電事業、酒田市による酒田市十里塚風力発電事業である。各計画の経緯の整理には行政資料、並びに山形新聞データベースで入手した新聞記事を用いた。また 2021 年 3 月、4 月、10 月に酒田市で聞き取り調査を実施した。

4. 結果

東日本大震災以前、山形県の電力供給の約 4 割は県外からの融通電力が占めていた。震災後の 2012 年 3 月、山形県は再生可能エネルギーを中心としたエネルギー供給基盤を早期に整備し、エネルギーの安定供給を図るとともに災害対応力を高めていくとして「山形県エネルギー戦略」を公表した。そのなかで 101.5 万 kW という約原発一基分の発電量に相当する再生可能エネルギーの開発量を目指すことで、「ゆくゆくは原子力に頼らない「卒原発社会」の実現につなげていく」という姿勢が示された。この戦略とともに公表されたのが、

「山形県再生可能エネルギー適地調査マップ」である。現在は名称が変更され「山形県再生可能エネルギー活用可能性調査」となっているが、これは風力発電、太陽光発電、小水力発電について県内の事業採算性のある候補地を示すマップである。この戦略を具体的に進めるため、2012年8月に山形県企業局と酒田市が、マップで抽出された山形県沿岸部の庄内地方で、それぞれ風力発電事業を実施することを発表した。しかしマップで示された区域は庄内海浜県立自然公園に含まれ、2001年と2010年に民間企業の風力発電事業計画が、自然公園法に基づいた県知事の判断により計画が撤廃されたエリア付近である。計画地の隣接自治会は前向きな姿勢を示す一方で、主に海岸林の保全に関わる人々から疑問の声があがった。二事業が隣接して建設される計画であったが、それぞれ環境影響評価を自主アセスとして実施するという一方で、自然環境への累積的影響への懸念の他に、手続き上の問題を指摘する声があがった。

5. 考察・結論

分析から、社会状況の変化により迅速な政策対応が求められたとしても、必ずしも立地地域のステークホルダーが政策上のフレーミングだけで態度を変容するわけではないということが分かった。一方で本報告は、全てのステークホルダーの意見を事業に反映させるべきという主張ではない。仮に反対する人々の意見が反映されて計画が撤廃されたとしても、それは再生可能エネルギーの開発をどこで進め、その際に問題となる自然環境の損失等のトレードオフにどのように向き合うべきかという議論を将来に持ち越してしまっているだけである。むしろ将来の不確実性にステークホルダーがともに取り組んでいけるように、それぞれのステークホルダーがもつ土地や事業に対する様々なフレーミングを許容し、ゾーニング策定のプロセスでは一時的な論争を歓迎しつつ、その先にあるものを見据えて議論できる関係性の構築と、そのための中間支援が必要だと考えられる。

文献

- 畦地啓太, 2014, 「受容性向上と計画プロセスの効率化に着目したドイツの風力発電所立地ゾーニングに関する研究」『環境情報科学論文集』28(0): 173-178.
- 古屋将太, 2022, 「メディアーターの戦略的媒介による地域の意思決定支援」丸山康司・西城戸誠編『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』新泉社, 264-285.
- IEA, 2021, “Renewables 2021 Analysis and forecast to 2026,” France: (Retrieved November 19, 2022, <https://iea.blob.core.windows.net/assets/5ae32253-7409-4f9a-a91d-1493ffb9777a/Renewables2021-Analysisandforecastto2026.pdf>)
- 本巢芽美・西城戸誠, 2015, 「再生可能エネルギーの社会的受容性」丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス —社会を持続していくための実践』ミネルヴァ書房, 3-23.
- REN21, 2022, “Renewables 2022 Global Status,” Paris: (Retrieved November 19, 2022, https://www.ren21.net/wp-content/uploads/2019/05/GSR2022_Full_Report.pdf)
- 分山達也, 2015, 「風力発電開発の優先地域と参加型調査」丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス—社会を持続していくための実践』ミネルヴァ書房, 137-153.

B-3 要旨【自由報告】

原発事故被災地における避難指示解除が商工事業者の事業再開に与える影響

高木竜輔（尚絅学院大学）

1. 目的

福島第一原子力発電所の事故から 10 年以上が経過し、避難区域を取り巻く状況は変わりつつある。2017 年春に帰還困難区域を除く避難指示が原則解除され、それ以降も特定復興再生拠点内の環境整備が整ったところから避難指示の解除が行われている。しかし、第一原発周辺の自治体における住民帰還は進んでいない。

環境社会学においてはこれまで、原発事故による被害についてさまざまな視点から調査研究が行われ、蓄積されてきた。特に避難指示が解除された地域において、住民が帰還できない理由について、被災者の震災前の暮らしと事故によって失われた被害に即した調査結果が示されてきた（藤川 2017）。他方、避難指示区域の商工業が置かれた状況について見ると、避難区域外においてさえ営業損害の広範性、継続性が認められ（除本 2016）、避難区域においても業種による再開状況の不均等性が認められることが明らかになっている（高木 2022）。生活インフラとしての商工業者が受けた被害が回復され、避難元で再開することは、住民帰還のための必要条件であるともいえる。

報告者はこれまで、福島県商工会連合会がおこなう調査に協力するなかで、原発事故の避難指示区域内の商工事業者に対する調査研究を行ってきた（高木・除本 2017；高木 2022）。今回の報告では、2018 年に商工会連合会が実施した第二次調査の結果から、避難指示区域の解除が商工事業者の事業再開に与える影響について分析をおこなう。そのことから商工事業者の事業再開の論理ならびに地域再生について検討する。

2. 方法

本報告でデータとして使用するのには、福島県商工会連合会が 2018 年 8 月から 9 月に実施した「原発事故・営業損害と経営実態に関する商工業者アンケート（第二次）」に基づくデータである。これは避難区域内の商工業者の現在の被害の実態を改めて確認するために実施されたものであり、報告者も調査の設計・分析などに携わった。

この調査では、福島県商工会連合会に所属する商工会のうち、原発事故による避難区域に含まれる 12 商工会の会員、全 2,112 事業者を対象としている。調査票を郵送にて配布、回収した。866 票が有効回収票であり有効回収率は 41.0%である。調査票においては、事業所の基本情報を尋ねた後、再開状況に応じて（休業者、再開者）該当部分を回答してもらった。

3. 結果

調査から明らかになったことを整理しておくとして、第一に、避難指示解除が事業再開を、特に避難元での事業再開を後押ししているように見えることである。対象事業者の再開状況について、避難元で再開していたのが 30.9%、避難先で再開していたのが 31.8%、休業中が 34.4%であった。再開していた事業者は全体の 62.7%であり、前回調査（2016 年）の 48.1%と比較して再開率は上昇していた。特に避難元で再開していた割合が高くなっている。ただし、業種による再開状況の格差は依然として存在しており、特に地域住民を対象とする業種に関しては避難元での再開率は低いままである。

第二に、事業再開率は高まっているものの、全体として震災前と比較した営業利益はほと

んど変わっていないことである。前回調査では 29.9%が「営業利益は増えた（同じ）」と回答していたが、第二次調査においてもその値は 29.0%とほとんど変わっていない。5 割以上減ったままと回答した事業者の割合も第一次調査からほとんど変わっていない。地域住民を対象とする業種において営業利益の減少幅が大きい。特に避難元／避難先のどちらで再開するか、業種によって営業利益の回復状況に大きな違いが生じている。

第三に、2017 年の避難指示解除を経ても、避難先で再開した事業者の再開意欲は高まっていないことである。避難先で事業を再開している事業所のうち、近い将来震災前の場所で再開予定なのは 17.3%にとどまった。それに対し、当面は避難先で事業を継続する事業所が 32.5%、震災前の場所での事業再開を諦めたのが 44.2%であった。避難先で事業を継続する事業者の多くは避難元での事業再開を断念している。

4. 考察

調査結果から明らかになったのは、被災地の地域経済は復興事業を中心として回っており、それに関連する業種のみが避難指示後に戻って事業再開ができていて、ということである。それに対して地域住民向けの事業者は戻れておらず、避難先での事業における営業利益も震災前の水準まで回復できていない。結果として、被災地では避難指示解除に向けて基盤整備を実施してきたが、住民の帰還が進んでいないために、被災地での事業者は復興事業への依存から抜け出せていない。

第一次調査の結果をまとめる際に、商圈が回復していないなかで営業損害に対する賠償が打ち切られると避難区域の商工業者の事業継続性がほぼ失われること、さらに避難先で再開した事業者の多くが避難先に定着して戻らないことが、原発事故による被災地域の再生において大きな障壁となっていることを指摘した。それに加えて復興事業を中心とした被災地経済の循環とその長期化が、地域住民を対象とする事業者の避難元への帰還意欲を失わせ、被災地が生活の場として復興していくことを難しくしていると言える。

参考文献

- 藤川賢, 2017, 「福島原発事故における避難指示解除と地域再建への課題——解決過程の被害拡大と環境正義に関連して」藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ著『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂: 271-304.
- 高木竜輔・除本理史「原発事故による福島県内商工業者の被害と賠償の課題」『環境と公害』47(2): 64-70.
- 高木竜輔, 2022, 「福島第一原発事故における避難区域内事業者の事業再開に関する課題」『尚絅学院大学紀要』83: 1-15.
- 除本理史, 2016, 「福島原発事故による商工業等の営業損害の継続性と広範性」『経営研究』（大阪市立大学経営学会）67(1): 53-65.

不安定性と共生のエスノグラフィ
—福島原発事故後の海を事例に—

高橋五月（法政大学）

不安定性（precarity）という言葉をよく聞くようになってから久しい。思い返せば、不安定性について言及する論考が注目を集めるようになったのは21世紀が始まってすぐの頃だった。ミレニアムを迎えてから23年目が終わろうとしている2022年の現在、21世紀の第1四半期を語るうえで重要なキーワードがいくつかあるなかで、不安定性はそのうちのひとつとして挙げるができるだろう。本稿は、この不安定性というキーワードを軸に、マルチスピーシーズ民族誌および科学技術社会論の議論で言及される「ともに生きる」という洞察を参考にしながら、不安定性と共生するとはどのような実践であるのかをエスノグラフィックに考察したい。より具体的には、福島第一原発事故の影響を受けた沿岸水域で生きる漁業者たち（人間）、海洋生物（非人間動物）、インフラ（非人間モノ）が複雑に絡み合うストーリーを描くことで、不安定性と共生することの難しさだけでなく可能性についても指摘する。

21世紀が開始してから、世界中の至るところで人々は不安定性とともに生きてきた。世の中がY2K（もしくは「2000年問題」）の不安により大パニックに陥った20世紀末が明け、拍子抜けするようなありふれた元旦を迎えて安心したのも束の間、2001年にアメリカ同時多発テロが発生し、その直後からアメリカは同盟国と共にアフガニスタン紛争を開始した。それ以外にも、イラク戦争、クリミア侵略、ガザ侵攻、世界各地で継続する内戦など数々の戦争が繰り返され、破壊と暴力が引き起こす不安定性は増大した。同時多発テロ発生後のアメリカおよびヨーロッパの状況を中心に見詰め、哲学者ジュディス・バトラーは、こうした近年の戦争は直接的な暴力だけでなく、戦争にまつわる「枠組」をとおして人々の情動をコントロールし、特定の集団（例えば、イスラム教徒）が不当な扱いや暴力や死にさらされることを容認する、つまり生をあやうく（precarious）する政治的状況を構築したと指摘する（バトラー 2012）。そしてバトラーは、不安定性とはこうしたあやうい生を生成する政治的状況のことであると論じる（バトラー 2012:37-38）。

バトラーのいう不安定性は災害の場面においても立ち現れる。2004年に発生したインド洋大津波、2005年のハリケーン・カトリーナ、2011年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故といった大災害以外にも、地球温暖化にともない世界中で発生する災害の数は年々増加の一途をたどる。これらの災害の多くは「自然災害」と呼ばれるが、被害にあった人々の生があやうくなる主原因は自然現象そのものというよりも、人々の被傷性（vulnerability）を増大させた資本主義的発展のための開発であり、被災者たちのレジリアンス（resilience）を十分にサポートできない、もしくは妨げる政策である。

「自然災害」以外にも、人々は2008年のリーマンショックや2020年に発生した新型コロナウイルスによるパンデミックといった「災害」のような状況も度々経験している。そして戦争や災害と同様、世界的経済危機やコロナ禍の状況下においても被傷性は不平等に分配されることが明らかになった（奥野、近藤、辻 2021）。このように、21世紀第1四半期は不安定性の議論が重要となる契機が繰り返し発生した期間であるが、同様の状況は今後も続く。では、現在そして未来に向けて、我々は不安定性とどのように向き合い生きるべき

なのだろうか。

不安定な世界を生きるための方策を語るとき、生き抜く、またはサバイバル (survival) という言葉がよく登場する。しかしバトラーは、サバイバル (survival) という言葉はしばしば (男性が) 一人で生き残るというイメージのもとで語られるが、人は一人では生きていけないと指摘する。そのうえでバトラーは、不安定性ともに生きるためには人と人との相互依存が必要だと主張する (バトラー 2012)。しかし、人間同士の相互依存だけでは不安定な世界を生きることは難しい。人は人だけでなく人以外の動物、植物、菌類、および様々なモノに依存して生きている。マルチスピーシーズ民族誌を牽引する文化人類学者のアナ・チンは、サバイバルとは人間とそれ以外の様々な「種」の協働作業であると主張する (チン 2019)。この協働作業はときに計画的に、しかしたびたび偶然的に、そして不安定的に種々が絡まり合いながら実践される。このような議論をもとに、チンはマツタケとマツタケを取り巻く人々が戦争や森林伐採を通して暴力的な不安定性と不平等な被傷性を負いながらも、不安定性の中でサバイバルの可能性を見出す姿を生き生きと描き出す。

本稿は、福島第一原子力発電所事故以前の 2014 年から現在に至るまでの継続的な民族誌的調査をもとに、不安定な沿岸水域におけるサバイバルの協働作業を描く。福島第一原子力発電所事故は未曾有の災害であることは確かだが、原発事故後の不安定性やサバイバルの協働は原発事故前の不安定性やサバイバルの協働と密接に関わる。高度に工業化された沿岸地帯に住む漁業者たちは、台風や津波といった自然災害だけでなく工業廃水やタンカー事故による海洋汚染に繰り返し直面しながら生きてきた。そんな彼らは、表情を変えながら波のように押し寄せたり引いたりする被傷性をどうにかやり過ごしながら不安定な海とともに生きてきた。福島第一原子力発電所事故が発生してから現在までの 11 年間も、放射性物質とそれにまつわる政治という新たな不安定性に翻弄されながら、気まぐれにもみえる海洋生物たちの生の営みと協働しながらサバイバルを続けている。こうした過去と現在のサバイバルの協働を描きつつ、未来におけるサバイバルの可能性についても考察したい。日本政府は 2021 年 12 月に福島第一原発から出る処理水の海洋放出を 2023 年 4 月に開始すると宣言したが、現在も継続して地元漁業者団体は全面的な反対を表明している。不安定性が更に増大するであろう未来を待ちながら、未来におけるサバイバルの可能性とはどのように議論することができるだろうか。また、未来におけるサバイバルの可能性に向けて我々が現在においてできることはあるのだろうか。もしあるのだとしたらそれは何だろうか。

参考文献

- 奥野克巳, 近藤祉秋, 辻陽介編 2021. 『コロナ禍をどう読むか: 16 の知性による 8 つの対話』亜紀書房.
バトラー, ジュディス 2012. 『戦争の枠組 生はいつ嘆きうるモノであるのか』筑摩書房.
チン, アナ 2019. 『マツタケ——不確定な時代を生きる術』みすず書房.

現代社会におけるモノの所有とごみとしての廃棄 —フリマアプリ利用者へのインタビュー調査から—

梅川由紀（神戸学院大学）

1. 目的

近年、フリマアプリが急速な普及を見せている。利用者の中には、モノが必要になればフリマアプリから買い、不要になればフリマアプリで売る者すら登場している。このような動きは「モノを所有することやごみとして廃棄する行為」に新しい意味をもたらしているようにみえる。これまでフリマアプリに関する研究は、主にその経営的手法や経済効果に注目が集まっており（鶴沢 2019; 山本 2020）、社会学の分野ではほぼ論じられていない。しかしながら先に言及した社会的背景をふまえると、フリマアプリが現代社会に与える影響はモノやごみに対する考え方や関わり方にも及び、それはもはや社会的な関心事と考えられる。ここから本報告の目的は「フリマアプリ利用者にとってモノを所有することや、ごみとして廃棄することはどのような行為であるか」を明らかにすることとする。

2. 方法

30代女性のフリマアプリ利用者インタビュー調査（半構造化）を行った。調査は2022年10月～11月に実施した。調査対象者はスノーボールサンプリングによって選出し、計10名に調査した。インタビューは1人あたり約1時間行った。方法は社会状況を考慮して、対面かWeb会議システムを用いたインタビューのどちらかを調査対象者に選択してもらった。結果、10名全員Web会議システムを用いて実施した。インタビュー終了時には謝礼としてギフト券（2千円）を配布した。フリマアプリ利用者とは、一度でも売り・買いのどちらか／両方を実施したことのある者とし、利用の程度は問わなかった。30代女性に注目した理由は、報告者はこれまでの研究を通して、所有や廃棄を決定づける要因の一つに「思い出」が関係することを明らかにした（梅川 2017）。一般的に、30代は様々なライフイベント（就職、転職、結婚、出産、子育てなど）を迎える時期である。これらは思い出と深く関連し、かつ多くのモノを要する時期である。ライフイベントごとに必要となるモノには男女差があると考えられる。またライフイベントへの関わり方にも男女差があることを想定し、今回は女性に限定した調査を行うこととした。

3. 結果

以下三点について明らかにした。

一つ目は、所有者の「痕跡」が強く意識されることである。フリマアプリでのモノの売買とは、目に見えないことだらけである。基本的に、売り手・買い手ともに相手の顔は見ることができない。買い手にとっては、そのモノがこれまでどのように扱われてきたのか・現在どのように保管されているのかも見ることができない。だからこそモノを買う時は、写真や文章や他に出品しているモノなどから、所有者がどのような人が強く意識する様子がみられた。逆に売る時は「自分が大切にしていたモノを、自分の代わりに大切にしてくれる人のもとに送りたい」という意識が見られた。モノには所有者の大切な思い出や、そのモノと所有者が過ごした証が様々なかたちの「痕跡」として残り続け、売買時にはその「痕跡」が強く意識される様子を理解することができた。

二つ目は、「モノであり続けること」を強く望む対象があることである。なぜフリマアプリでモノを売ることについて掘り下げていくと、「ごみにしたくないから」という声があった。その対象がごみ袋に入っている様子を想像するだけで、申し訳ない気持ちになるという。しかしながら、自分ではこれ以上大切に扱うこともできない。このようなモノでもごみでもない、あいまいな対象が存在した。こうしたあいまいな対象を「マージナルな対象」(梅川 2020) と名付けると、マージナルな対象をもう一度モノとして大切に使う人のもとへ送り出したいという意識を読み取ることができた。また、ごみにすることで対象に刻まれた自らの「痕跡」が絶たれることへのやるせなさをも読み取ることができた。

三つ目は、フリマアプリでモノを売る人は、家の中にあるマージナルな対象が「見える」化していることである。現代社会において、モノでもごみでもないマージナルな対象は多くの人々が所有しているように見える。しかしながらこれらの対象は、普段は特に意識されることもなく、「見えない」状態にある。ところが、引っ越し・大掃除・衣替え・モノが増えた時などに突然「見える」ようになり、フリマアプリでモノを売るきっかけになる。興味深いのは、フリマアプリに出品したものの、それが長期間売れずに残ってしまった場合である。売れ残っていても、出品している以上はいつ売れるか分からないため、家の中に保管しておかなければならない。このようなマージナルな対象は、調査対象者の意識の中で、非常に強く「見える」化していた。この意味でフリマアプリとは、日常生活にあふれるマージナルな対象を強く「見える」化する仕組みであるといえるだろう。

4. 結論

フリマアプリ利用者のモノやごみの感覚を整理すると、モノ・マージナルな対象・ごみという三つの感覚が存在している様子が分かった。そしてモノを所有することとは、モノの所有者の「痕跡」を残す行為であり、ごみとして廃棄することは「痕跡」を断ち切る行為である様子を理解できた。

文献

鶴沢真, 2019, 「シェアリングエコノミーにおける社会関係資本の役割——一般的信頼や社会的ネットワークによるフリマアプリ利用での情報の非対称性問題への対応」『現代ビジネス研究所紀要』4: 1-16.

梅川由紀, 2017, 「『ごみ屋敷』を通してみるごみとモノの意味——当事者 A さんの事例から」『ソシオロジ』62(1): 23-40.

——, 2020, 「ごみの社会学——『モノの価値』と『ごみの家庭生活』の視点から」大阪大学大学院 人間科学研究科 2019 年度 博士論文.

山本晶, 2020, 「二次流通市場が一次流通市場における購買に及ぼす影響」『マーケティングジャーナル』40 (2): 29-41.

付記: 本研究は JSPS 科研費 21K20187 の助成を受けたものです。

B-6 要旨【自由報告】

希少種センザンコウ猿の社会的受容性の高い保全策 —インドネシア北カリマンタン州 S 村の事例から—

澤井啓（北海道大学大学院文学院）

背景

センザンコウはアジアで最も絶滅が危惧される哺乳類のひとつである。中国やベトナムでの需要が個体数減少の要因とされている。インドネシアではマレーセンザンコウ (*Manis javanica*、以下センザンコウ) が生息しており、狩猟と取引が盛んだが、狩猟者に焦点を当てた研究はない。国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストで絶滅寸前 (CR) に分類されており、CITES 付録 I により、183 カ国で国際取引が禁止されている。インドネシア国内法でも狩猟が違法行為となる。その一方でカリマンタン島は生息地の一つだが、研究蓄積が極めて少なく、個体数や分布を推定した研究は一切ない。

これまで様々な研究が様々な先行研究が世界中のセンザンコウに対して保全策を提示してきたが、社会的受容性の議論が不十分である。インドネシアは野生動物の狩猟と取引に関する法規制は効果がないとされており、またトップダウンで排他的な保護規制は社会的な不公正を招く。野生生物資源が地域の生活にとって有益であれば、人々は「日常的な抵抗の形」で保全規制に対応する可能性もある。よって効果的な保全には、社会的受容性と実現可能性の 2 つの点から考えることが不可欠であり、地域の狩猟の意味と重要性を総合的に理解する必要がある。そこで本研究では、インドネシア・カリマンタン島の中心部における地域住民にとってのセンザンコウ猿の意味と重要性を議論し、社会的受容性と実現可能性の観点から、望ましい保全策について考察する。

研究の方法

インドネシア 北カリマンタン州 アポカヤン地区 S 村にて 2019 年 3, 6 月-9 月, 2020 年 3 月、2022 年 9 月-11 月に行われた。自記式狩猟記録調査、猿への参与観察、キーインフォーマントへの調査、狩猟世帯の生計・意識調査、自記式食事調査を行った。また、日常活動理論の枠組みを用いて、社会的に受容可能かつ実現可能な保全策を検討した。日常活動理論は、犯罪活動が実現するには 3 つの要素(1)動機づけられた犯罪者、(2)好適な対象、(3)監視体制の欠如がすべて揃う必要があり、いずれかが欠ければ犯罪を防げられるという仮説を立てている。考察では、このフレームワークに基づいて考えられる保全策を洗い出し、想定可能な保全策の社会的受容性と実現可能性について議論した。

調査結果

調査の結果、センザンコウ猿は 2000 年代以前も、他の猿のついでに一部の狩猟者によって行われていたが、当時は偶然の発見による獣肉目的だった。しかし 2010 年代の罟の導入と価格高騰によりコロナ禍前をピークとしてセンザンコウ猿は、鱗の換金を目的に村人たちによって猿が行われるようになった。その結果、狩猟者たちは自分たちの猿が原因と自覚するほど捕獲頭数が減り、地域内で個体数が激減したと思われる。2019-20 年時点で地域のセンザンコウ猿の特徴は罟を用いた専門性が高く、しかし粗放的な猿であること、他の猿や生業のついででも行われる猿であること、捕獲を楽しみとしていること、主要な目的が獣肉ではなく換金であるが捕獲頭数は年 1 頭程度と猿の不確実性が高く、重要な収入源と考

えていないことが明らかになった。だが、コロナ禍以降、センザンコウの鱗の価格が大幅に下落・仲買人による買取拒否とセンザンコウの個体数が減少したこと等から、2022年現在では少数の狩猟者が、狩猟しているに過ぎない。センザンコウ鱗の優先度も今や低くなった。また地域内でこれまで捕獲や取引で逮捕された人はなく、政府や警察・NGO等による教育等も一切行われず、センザンコウが保護動物か分からない人がいたが、保全に対し狩猟者から積極的な意見も見られた。

考察

既存の保全策の問題点として、S村にフォーマルな法の効果がなく、フォーマルな法による規制には地域社会への導入に多くの課題が残る。トップダウンによるセンザンコウ鱗の完全な禁止は彼らの反発を招く可能性が高い。だが、2019年以降センザンコウ鱗狩猟者は減っているものの、今でも一部の狩猟者は鱗を行い換金しており、また鱗の価格が上がれば一度は鱗をやめた彼らも再び鱗を行う可能性が高いため、長期的なセンザンコウの保全のためには彼らの鱗を止める必要がある。よって、日常活動理論のフレームワークを用いた分析の結果、地域社会的受容性の高い保全策としては社会における慣習法規則による狩猟の規制が、地域資源の利用を規制する上で慣習法は効果的なシステムであるため、実現性と社会的受容性の高い保全策となりうるだろう。

表1 日常活動理論による分析

| 日常活動理論 | | | | | | |
|---------------------|-------------|------------------------------|--------------------------|--|-------|--------|
| フレームワークにおける犯罪の本質的要素 | 密猟を構成する要素 | 要素を構成する環境 | 保全策の可能性 | 保全策を講じる上での障害 | 実現可能性 | 社会的受容性 |
| 動機付けされた犯罪者 | 動機付けされた狩猟者 | センザンコウ鱗は高い報酬が期待限られた収入源 | 代替収入源の提供 | NGO等による恒常的なファシリテーションの実現や、長期的な資金確保が困難 | 不明 | 高い |
| 好適な対象 | センザンコウ | センザンコウ鱗の需要 | 違法取引に対する法的規制の実施 | 密輸抑止が困難 希少種の価格が上昇し、密猟のインセンティブが強くなる危険性 | 不明 | 低い |
| 監視体制の欠如 | 密猟の取り締まりが困難 | 違法な狩猟の禁止を実施するための人材と監視システムの欠如 | 密猟禁止を実施するための人材と監視システムの強化 | 密猟を監視する資金と人的資源 銃の取り締まりへの抵抗 | 低い | 低い |
| | | 慣習法制度において鱗を禁止する規則はない | 慣習法における狩猟規則の導入 | 慣習法協議会メンバーおよび地域住民の同意が必要 | 不明 | 高い |

企画セッション 要旨

12月10日(土) 15:00~17:30 研究活動委員会企画セッション(オンライン Zoom)

アフリカ熱帯林の住民参加型マネジメントの模索

—実践研究プロジェクトの試みから—

企画者：岩井雪乃(早稲田大学)、寺内大左(筑波大学)

趣旨

森林資源(野生動植物)の利用と保全に関する研究は、環境社会学において活発に展開されてきた。日本の事例に加えて、アジアやアフリカなど海外の事例も蓄積されて、その成果は、コモンズ論や順応的ガバナンスといった理論に発展している。しかし、近年、この分野の海外での研究は若手研究者が減少傾向にあり、活気が不足しているという危惧がある。

そこで、海外研究の活性化を図るために、本セッションでは、森林資源の新しい管理手法を開発しているコメカ・プロジェクト(*1)のみなさんをお招きする。プロジェクトの活動地であるカメルーン熱帯雨林地域では、外部との交通や取引が盛んになった影響で、野生動物を含む森林資源のオーバーユースが懸念され、資源利用の規制が強化されつつある。本プロジェクトでは、この地域で生活してきた人びとが、狩猟・採集といった生業を持続的に継続できるように、科学的な資源管理と接続しつつ、住民が参加・活用できる管理手法の開発を進めている。本セッションでは、その報告をもとに、環境社会学との接続を図りながら議論を活性化したい。

さらに、コメカ・プロジェクトが開発している手法は、住民がもつ在来知と科学知を統合して実装するものであり、これは、連携学会である「野生生物と社会」学会の実践的な議論とつながりが強い。そこで、当該学会からもコメンテーターをお招きし、議論に加わっていただく。これによって、環境社会学、生態人類学、生態学、野生生物管理学、哺乳類学といった分野を横断した活発な議論をおこない、学術分野間の交流を促進したい(*2)。

(*1) 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(JST/JICA, SATREPS)「[在来知と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創](略称:コメカ・プロジェクト) 研究代表者:安岡宏和・京都大学

(*2) 本セッションは、「野生生物と社会」学会との共催である。

セッションの構成

司会：寺内大左(筑波大学、環境社会学研究会研究活動委員)

趣旨説明：岩井雪乃(早稲田大学、「野生生物と社会」学会、環境社会学研究会研究活動委員)

報告① 安岡宏和(京都大学)

「カメルーンにおける SATREPS コメカ・プロジェクトの内容と課題」

報告② 本郷 峻(京都大学)

「住民の狩猟活動を基にした野生動物資源モニタリング—生態学的研究と地域実践との関連付けと実装への見通し—」

報告③ 戸田美佳子(上智大学)*・四方籌(京都大学)・平井將公(京都大学)・Ndo Eunice (IRAD Cameroon)

「カメルーンの保全政策における NTFPs の利用促進とその制限要因」

報告④ 平井將公(京都大学)

「カメルーン東部州における森林資源管理手法の社会実装—ガバナンス再編の契機をもとめて—」

コメンテーター：

梶光一(兵庫県森林動物研究センター、「野生生物と社会」学会)

「野生動物管理の観点から」

笹岡正俊(北海道大学、環境社会学会)

「東南アジアの住民による森林資源利用の観点から」

報告①

カメルーンにおける SATREPS コメカ・プロジェクトの内容と課題

安岡宏和（京都大学）

中部アフリカの熱帯雨林では、アンテロープ類を主とする野生動物の肉（ブッシュミート）が人々のタンパク源となってきたが、近年、その持続性が疑問視されるようになってきている。カメルーン東南部では 1990 年代から木材生産が拡大し、その過程で整備された木材搬出用道路によって外部のハンターや商人のアクセスが容易になった。それまで世帯内消費や村内での売買に目的が限定されていた野生動物の狩猟は、広域の需要に応じて急激に拡大し始めた。ブッシュミート交易の野放図な拡大は、カメルーンだけでなく、世界の熱帯雨林地域で生じており、生物多様性の毀損だけでなく、重要なタンパク源の消失という観点からも、国際的な関心をあつめている。

一方で、非木材森林資源（Non-Timber Forest Products; NTFPs）とりわけナッツ類については、森林政策において積極的な生産増大が志向されている。つまり、ブッシュミートについては制限が強められ、NTFPs については生産が奨励される、という二つの異なる方向性の政策が推進されているのである。しかしながら、地域住民にとって、両者の多く（なかには、どのように利用されるのか生産地では分かっていない NTFPs もあるが）は日常生活のなかで利用してきた食物資源であり、一方の利用が奨励され、他方の利用が制限されるような事態に対応することは困難である。それゆえ、保全当局やその他の外部からきたステークホルダーと、地域住民とのあいだにはさまざまなコンフリクトが生じている。

そのコンフリクトを抑制・解消し、地域住民の生活・文化と両立する生物多様性保全を実現することを目的として、京都大学アフリカ地域研究資料センターでは 2018 年度から SATREPS プロジェクト「在来知と生態学的手法の統合による革新的な森林資源マネジメントの共創（Projet Coméca）」（研究代表者：安岡宏和）を実施してきた。具体的な目標は、カメルーン東南部におけるブッシュミート問題に対処するためのプラクティカルなマネジメントモデルを考案し、その社会実装への道筋をしめすことである。そのマネジメントは、住民の経験や知識が十全に発揮されるよう、また彼ら自身が運用しやすいように、在来知や慣習的な資源利用のあり方を尊重しながら構成されたものであり、同時に、堅固な科学的な根拠を有して保全機関にたいして説得力を持つものである。いわば、在来知と科学知の双方に根ざした森林資源マネジメントを〈共創〉することをめざしている。

プロジェクトの進捗について説明しておく。コロナ禍以前に実施していた科学研究の部分についてはある程度の成果が得られている。一方、その社会実装へ向けた取り組みは現地活動が十分に実施できないまま現在にいたっており、これからの活動にかかっている。本企画セッションでは、登壇者がこれまでに得られた研究成果をまじえながら、社会実装へ向けた課題を整理して報告する。それをふまえて、研究内容および社会実装の課題について、さまざまな観点からフィードバックをいただければと考えている。

報告②

住民の狩猟活動を基にした野生動物資源モニタリング

—生態学的研究と地域実践との関連付けと実装への見通し—

本郷 峻（京都大学）

住民主体型の野生動物マネジメントのための狩猟資源量モニタリング

アフリカ熱帯林地域における野生動物保全では、保護区の設置と厳しい狩猟制限を軸とする要塞型システムがいまだ主流である。しかし、その実施において地域住民による野生動物の慣習的利用がほとんど配慮されないことが多いため、住民の生業的狩猟が「違法な密猟」として取締りの対象になり、保全行政と住民の間に軋轢を生んでいる。その上、保全行政の資金と人的リソースは限られているため、要塞型としても不十分な実施状況になることが多い。したがって、野生動物の種多様性や個体群を維持するためにも、とくに希少種ではない狩猟対象種については、住民主体型の野生動物管理システムを取り入れる必要がある。

しかし、アフリカの野生動物における住民主体型管理の成功例は、いまだほとんどない。その原因の一つは、資源管理において生態学的な観点から重視される資源量を推定できるような、住民主体のモニタリング方法が確立していないことにある。そこで発表者らは、地域住民の主たる猟法である「くくり罠猟」の猟果から狩猟資源量（つまり、狩猟対象動物の総バイオマス）を推定する方法の確立を目指し、生態学的研究を行っている。本発表では、その研究において考慮された地域の狩猟実践との関連付けについて発表し、モニタリングの実装に向けた課題について議論したい。

モニタリング指標探索のための自動撮影カメラ調査

くくり罠によって捕獲される主要な5種の哺乳類（ダイカー類と呼ばれる森林性偶蹄類3種と大型齧歯類2種）の狩猟資源量を推定するため、大規模な自動撮影カメラ調査をおこなった。カメラを複数の村付近から国立公園の中まで多数設置し、動画データから統計モデルによって各動物種の生息密度とその空間的な変化を推定した。そして各動物種の生息密度に体重をかけて足し合わせることで、狩猟資源量を推定した。一方で、カメラのデータから各動物種の撮影回数—くくり罠猟における捕獲頭数のアナロジーとなる—から様々な指標値を推定し、どの指標が狩猟資源量のモニタリングに適しているかを調べた。

モニタリング指標の候補をどのように選び、評価したか

狩猟資源量のモニタリング指標の候補を選定するうえで、住民の狩猟活動のみによって計算できることを念頭に置き、「罠あるいはカメラの設置努力量（設置日数や個数）の測定を必要としない指標」であることを必要条件とした。これは、住民には罠猟の設置努力量を記録する慣習がなく、余分な作業を必要としてしまうためである。この条件にあてはまる候補指標を、先行研究からいくつか選定した。それらはいずれも中央アフリカで活動する人類

学者・保全科学者が狩猟圧や動物枯渇度の指標として提案したものである。そのうちのいくつかは、捕獲頭数の種ごとの割合をもとにした指標であり、他の候補指標は、動物の体重や個体群増加率を捕獲種構成に応じて重みづけし平均化した、より複雑なものである。

さらに、各候補指標を評価するための基準を考案する際にも、住民主体型モニタリングの実装を見据えた。すなわち、①できるだけ簡単な計算式で算出できる（複雑な計算を必要としない「簡便性」）、②総バイオマスの増減に合わせて直線的な正相関を示す（変化が読み取りやすい「直線性」）、そして③相関パターンに関して村落間の違いが小さい（コミュニティ間の情報交換を促す「一般性」）の3基準である。

以上のように、指標の選定条件と評価基準の考案過程においては、発表者自身によるフィールドでの狩猟活動の観察を踏まえ、また人類学者との議論を重ねた。一方で、最終的には発表者ら動物生態学者が単独で条件・基準を決定した。

調査の結果とモニタリングの実装についての課題

調査と指標評価の結果、最も優れていたのは、ダイカー類の撮影回数比のみを用いた簡便な指標（ダイカー比）であった。ダイカー比は、狩猟資源量の推定値の増加に伴ってほぼ直線的に増加し、増加のパターンも複数の村間で比較的似通っていた。さらに、ダイカー類の捕獲頭数構成は住民にとっても畏猟における重要な関心事であるため、ダイカー比は住民主体モニタリングに用いる指標として馴染みやすいことが期待される。

ダイカー比のモニタリング指標としての有効性の「発見」によって、畏猟を用いた住民主体の狩猟資源モニタリングの枠組みを提案することが可能になった。しかし、この調査はあくまでカメラのデータのみに基づく理論的なものであり、モニタリングの実装を通して解決すべき課題がいくつか見通せる。たとえば、「畏猟はカメラと異なり、特定の動物種を選択的に捕獲して、指標を意図的に操作することが可能なのではないだろうか?」「畏猟によるモニタリングの空間的・時間的な単位をどのように設定すべきか?」といった点である。

さらに、モニタリングに基づいた住民主体型の野生動物管理においては、「資源量（バイオマス）という生態学的概念を、住民のもつ認識や実践といかにすり合わせられるのか?」「モニタリングの結果、なんらかの狩猟制限が必要だとした場合、その判断をいかに下し、制限をどのように実行するのか?」といった問題にも直面することになる。生態学者にとっては馴染みの薄いこれらの問題について、環境社会学会員の方々の意見を広く伺いたい。

報告③

カメルーンの保全政策における NTFPs の利用促進とその制限要因

戸田美佳子* (上智大学)・四方 篤 (京都大学)・平井將公 (京都大学)・Ndo Eunice (IRAD Cameroon)

経済発展と保全の両立を目指す NTFPs 研究と実践の隘路

アフリカ熱帯林地帯の市場では、農作物だけではなく野生果実、ナッツ類、キノコ、蔬菜類、食用昆虫、そして獣肉など多様な野生の産物が取引されている。これら木材以外のすべての野生産物は、「非木材林産物 (Non-Timber Forest Products、以下 NTFPs)」と呼ばれる。木を伐らずに森林の経済価値を引き出す NTFPs は、国家や地域住民の現金収入と自給を満たしつつ生物多様性保全を可能にすることが期待され、1980~1990 年代にかけて、アジアや南米でその研究が本格化した。一方、アフリカでは、その当時商品化されていた主要な NTFPs が個体数の減少を危惧される野生動物などであり、保全の文脈とは合致しづらかったことから NTFPs 研究は進展しなかった (Sills et al. 2011: 29)。くわえて、アジアや南米では NTFPs の商業化やドメスティケーションが進んだが、政治的混乱と経済的危機の渦中であつたアフリカではそれも叶わなかった。2000 年代になると、アフリカにおいても国際林業研究センター (CIFOR) や国際アグロフォレストリー研究センター (ICRAF)、FAO などの国際機関による働きかけのもと、植物性 NTFPs の可能性が強調され、その商業化を促進する動きが活発化していった。実際に植物性 NTFPs の流通量は増加したとみられるが、その背景には商業伐採によって道路が森林奥地まで整備され、商人が生産地にまで容易にアクセスできるようになったことがある。

コメカ・プロジェクトを実施しているカメルーンにおいても NTFPs 研究は活発になされ、1987 年から 2019 年の国別研究発表件数において最多であったことが報告されている (Sharma & Bharti 2020)。しかしながら、多くの研究は広域の流通や生産地における家計への貢献にしか着目しておらず、NTFPs をとりまく地域固有の状況が明らかになったとはいえない。また、アフリカ森林地域では NTFPs がもつ経済性だけではなく、食物栄養価や文化的側面にも注目する必要がある (López & Shanley 2004)。以上をふまえ、本発表ではコメカ・プロジェクトで実施した調査結果を紹介しながら、NTFPs の利用を通じてアフリカ熱帯雨林における経済開発と保全の両立を目指すうえで、地域社会がどのような課題を抱えているのかを指摘する。

カメルーンにおける NTFPs ガバナンス

カメルーン国内において、NTFPs は森林野生動物省 (Ministry of Forestry & Wildlife, MINFOF) が管轄する資源であり、その取引は 1994 年の森林法に縛られている。1990 年代以降、国際機関は持続可能性と公平性を重視した林業法を推進し、カメルーンにおいても 1994 年にカメルーン森林法が制定された。しかし、森林居住者などの重要な利害関係者と十分な協議が行われないうちに森林法は策定され、行政と住民の間に軋轢を生じさせてき

た。MINFOF 管轄の下、NTFPs は木材と比べてはるかに安価であるにもかかわらず、木材と同等の許可手続きが課せられている。また、非公式の手数料の支払いを要求されることもあるため、役人との交渉能力に長けた商人等でなければ大規模な流通にかかわることが困難であり、コストが高くなる。その結果、生産者価格が低く押し下げられてきた。すなわち、1994年に制定された森林法は、逆説的に NTFPs 取引を制限する枠組みを作り出し、販売促進を妨げているのである。実際、プロジェクトサイトにおいて最も重要な取引製品の1つである野生果実 *Irvingia gabonensis* のナッツの流通の実態を調べたところ、不透明な一部規制・取引管理が最も大きな障害となっていることが明らかになった。この不透明なガバナンスのもとで、地域住民による NTFPs の販売促進を模索するためには、狩猟採集民、農耕民、商人の民族間で構築されている NTFPs の流通構造を明らかにするとともに、商人および中間業者が果たす役割を再評価する必要がある。

NTFPs 生産・流通過程における各アクターの制限要因とその解決可能性

カメルーンにおいて NTFPs は自家消費においても重要であり、食料安全保障や所得創出をとおした貧困削減、女性の収入源となることによるジェンダー平等への貢献などの観点から評価されてきた。NTFPs の生産をとおして地域住民を国際市場へ結びつけることの危険性を指摘する研究もあるが、カメルーン東南部は 1990 年代から国内外の商人の仲介をとおして国内・国際市場とつながってきた。狩猟採集民バカも日常生活のなかで現金を必要とする場面が多くなっており、より公正な NTFPs 利用促進、利益分配を目指す段階にある。

カメルーン東南部では、10 種類以上の NTFPs 種が商品化されている。これらの NTFPs 種について、採集・加工・運搬・売買における担い手とその労働負担を調べた結果、民族およびジェンダー役割に応じた生業と家事労働への時間配分、生産物の運搬や採集に要する時間・労働の多寡、諸費用の経済的負担、そして採集地へのアクセスに問題のあることが明らかになった。経済的側面では、慣習的な流通構造がすでに確立しているなかで、NTFPs の流通管理当局との交渉能力をもちつつ、狩猟採集民と農耕民のコンフリクトを回避しながら、より公正な利益配分を実現することが課題となる。そのためには、狩猟採集民、農耕民、定住商人の三者が課題を共有し、協働する必要があるだろう。他方、保全との両立に関しては、NTFPs は持続可能な経済開発を可能とする保全政策のツールとして、カメルーン政府にも認知されてきた。しかし実際には、保全政策は地域住民が NTFPs 採集のために森林にアクセスすることを制限している。上述したように、NTFPs 取引にたいする過剰な流通管理もあいまって、地域住民の経済的な豊かさの向上を阻害する結果となっている。本発表では、これらの課題について、広く意見を交換し議論したい。

López, C. & P. Shanley (eds.) 2004. *Riches of the forest: for health, life and spirit in Africa*. CIFOR.

Sharma, R. & N. Bharti 2020. Non-timber Forest Products Value Chain Toward Sustainable Livelihood: Exploring Linkages and Trends Using Visual Optimization Network Analysis. *Asian Journal of Agriculture and Development*, 17(2), 105-118.

Sills, E., Shanley, P., Paumgarten, F., de Beer, J. & A. Pierce 2011. Evolving perspectives on non-timber forest products. In S.E. Shackleton, C.M. Shackleton & P. Shanley (eds.) *Non-timber forest products in the global context*. Heidelberg:

報告④

カメルーン東部州における森林資源管理手法の社会実装

—ガバナンス再編の契機をもとめて—

平井将公（京都大学）

目的

カメルーン東部州の森林地域では、野生動物の保全と利用をめぐる地域住民（Bantu系焼畑農耕民および狩猟採集民 Baka）と他のステークホルダーのあいだでコンフリクトが続いている。住民による森林資源へのアクセスは大きく制限され、生活の質は低下の一途をたどっている。Coméca プロジェクト（以下、Coméca）は状況の改善にむけて、動物管理の問題解決に資する手法を考案し、その導入を計画している。本発表では、新手法を導入するにあたって、住民や他のステークホルダーをいかに巻き込み、関係を構築していけるかについて検討する。

ステークホルダー間のコンフリクト

森林管理の現場はもっぱら森林行政、保全団体、企業（木材伐採会社と観光狩猟会社）によって主導され、住民は森林資源に強く依存した生活を歴史的に営んできたにもかかわらず、意思決定過程への参加が限られている。むしろ、動物保全の観点から厳しい監視の目に晒されており、森林への立ち入りは大きく制限され、自給用の獣肉の獲得のみならず現金収入源として貴重な非木材林産物（NTFPs）の採集もままならない。代替生業として家畜飼養などの普及活動が展開されているが、森林にとって代わる生計手段として受容された事例はいまだ報告されていない。森林へ安心してアクセスできない状況とは、多くの住民にとって食料システムの基盤を失いかけていることと同義であり、その早期解決が望まれている。

生業ベースの画期的な動物管理

住民と森林とのかかわりの縮小しか選択してこなかった保全ベースの方策に対し、Coméca では、住民の狩猟実践なしには狩猟対象を管理できない、という生業ベースの動物管理手法を考案しその導入を計画している。概略は以下のとおり。1) 住民がいつもどおりの狩猟を実践し、2) 捕獲したダイカー類の個体数を記録する。3) きわめて簡便なデータ集計から、狩猟種全般の個体数の増減傾向が的確に把握され、4) 増減の変化に応じて、個人または特定の集団が、狩猟の規模や範囲を適宜調整する。狩猟成果の増減を敏感に察知できる住民にとって、この手法は感覚的にも馴染みやすい。これがうまく機能すれば、動物の持続的利用にかなり接近できると同時に、管理の担い手として住民が再認識され、彼らの関心を反映できるようなガバナンス体制の再編もやぶさかではない。

住民の巻き込み

既存の方策と逆の発想にもとづく手法の導入は、画期的ではあるが決して容易ではないはずである。Coméca が確固たるステークホルダーとして周囲から認知され、ガバナンス体制に影響力をもてるようになるにはどうすればよいか。発表者は手始めに調査村とその周辺において村長をふくむ住民と、森林管理と生計向上の改善策にかんする意見交換を集会形式で繰り返し、活動を共にする有志を募った。集会では「森林はすでに外部アクターのものであり、われわれは何もできない」という者と「生活を改善できるのなら、取り組んでみたい」という者に大別された。最終的には異なる3村から、Bantu系焼畑農耕民の男性15名と狩猟採集民 Baka の男性5名が名乗りをあげ、活動内容を模索していくこととなった。

ワークショップの企画

その後1ヵ月にわたって、有志らと森林へのアクセスが規制される原因を掘り下げ、解決策をリストアップしていった。最初のうちは電気や学校といった福利厚生施設に話題が偏っていたが、発表者は森林へのアクセス改善との接点について合理的な説明を逐一求めた。そのような問答を経て最終的にはステークホルダーを一堂に会したワークショップを開催し、問題意識と解決案をぶつけてみることとなった。カメルーンでは行政や保全団体から住民にむけた啓蒙がよく開催されている。その形式を用いながらも、住民から行政へ物申すための会合をやってみたいということになった。ただし、感情的な説明では歯が立たないことが予測されたため、発表者は次の4点を提案した。1) 問題の全体的な構造を示すこと、2) 他のステークホルダーの関心を考慮すること、3) 有志の問題意識と提案をデータや証拠に用いて客観的に示すこと、4) 必要な技術的・資金的支援は保証すること。こうして有志は4ヵ月をかけて、1) NTFPsの経済価値の高さを示すための市場調査、2) NTFPsを十分得るためには森林内に長期滞在する必要性を示すための毎木調査、3) 動物個体数の増減に応じた狩猟圧の調節の試み、を実施し、その結果を模造紙にまとめてワークショップに臨んだ。

外部ステークホルダーの反応と新手法導入の可能性

ワークショップは調査村で開催され(2017年11月28-29日)、行政、企業、保全団体、住民、研究者計140名が参加した。問題の全体像を明らかにしつつ、個々の課題を客観的な証拠にもとづいて説明した住民の発表は高く評価され、これまで強く敵対してきた行政・保全関係者からも、生活向上と保全の接合にむけた前向きな提案が積極的に出された。住民の森林利用の拡大を目的として権利、ルール、責任を明記したプロトコールをステークホルダー間で作成していこうとする提案と参加者による議論は、関係者のあいだの相互理解と関係構築の可能性を象徴するものとして捉えうる。新手法の導入にあたって、以上の結果を見る限り、住民に排他的な形で凝固していたかのようにみえたガバナンス体制は、共通課題の合理的解決の担保を介することで、異なる方向性の手法をも受容しうると考えられた。

シンポジウム 要旨

「ソーシャル・イノベーションの時代」の環境社会学

——環境問題の創造的解決とは何か？

イノベーションが社会課題を解決する。環境問題の解決をめぐるこの言葉がかつてなく頻繁に用いられるようになった。「ソーシャル・イノベーション」と呼ばれる潮流もそのひとつである。

従来、とりわけ環境問題をめぐっては、政策の強化が問題解決にとって重要だとされてきた。今もその重要性は少しも失われていないし、働きかけも不可欠だ。だが、イノベーションに問題解決を委ねるということは、テクノロジーや市場、あるいは取引制度や組織の変革も、問題解決の装置として重要な機能を果たすことが期待されるということである。実際今、大小を問わずさまざまな企業から金融機関、あるいはまた NPO・NGO まで、テクノロジーの開発や定着、あるいは開発競争の活性化を模索し、またサプライチェーンや業界単位で、取引関係に様々なルールを構築する動きもみられるようになった。そしてそれと同時に、その進捗の最中でさまざまな課題が浮かび上がってきている。

このようにして、従来であれば環境問題の解決の担い手とはみなされる機会は少なかった経済主体もまた、否が応でも環境問題と向き合わなければならない現実に対して、われわれは、これを議論できるだけの概念装置や、視点、あるいはデータ収集の方法を十分に持ち合わせているだろうか。

当然ながら、本企画の意図は、単にこの潮流に共鳴すべきだとか、受容すべきだということではない（もちろん、「強いられた現実」として否定すべきだということでもない）。そうではなくて、イノベーションの役割や限界を論じるにも、問題を発見し、一般化して理解するための視点や概念を携えて進めていくことが必要であり、まずは今、どのような持ち合わせがあるのかを確認することが重要だということである。

同じイノベーションという言葉を用いるとしても、その動きを一つの定義で括れるような取り組みや現象ではなく、進捗の速度も規模も多様であり、また解決の定義も共有されていない。思いもよらない解決策を提示し、目標を上回る成果をあげていくアクターもいれば、理想を掲げて問題の創造的な解決に挑むも、組織の中で、あるいは業界として取り組むがゆえの限界に直面し、葛藤する「イノベーションの担い手たち」も数多く存在する。ビジネスセクターが社会問題を引き起こし、それを社会運動セクターが解決するという旧来型の思考フレームでは、「ビジネス」自体がイノベーションや社会貢献に資する現象を捉えることができない。そうした、企業や業界という社会的世界に属するアクターたちの試行錯誤の日

常に生まれる問題関心、課題意識、あるいは成否の分水嶺にアプローチすることで、環境問題の解決をめぐる、これまでとは異なる構造的な問題の在り処を発見することができるのではないか。

幸いにして、昨今の環境社会学では、広い意味でのイノベーションをめぐる研究が萌芽的に立ち上がりつつあり、成果も生まれつつある。今回のシンポジウムでは、そうした研究の問いや分析をシェアしながら、イノベーション、あるいは「ソーシャル・イノベーション」の時代に対して、環境社会学がどこに議論の糸口を見出したらいいのか、ディスカッションしていきたい。

登壇者

解題：大倉季久（立教大学／編集委員）

報告者：

- ・ 大元鈴子（鳥取大学）
- ・ 大門信也（関西大学）
- ・ 古屋将太（環境エネルギー政策研究所）
- ・ 高橋勅徳（東京都立大学）

司会：西城戸誠（早稲田大学／研究活動委員）

第一報告：大元鈴子「水産物のエコラベルから振り返る資源管理認証におけるイノベーション」

国際的に取引される資源に対する持続可能性認証制度は、1993年設立のFSC認証に始まり、90年代後半には水産物を対象としたMSC認証、そして2010年の養殖水産物のASC認証へと続く。この間、水産物の国際認証制度は、「創成期」「乱立期・定着期」「業界標準化期」を経て、2010年代からは同業者同士による認証取得のための相互サポートである「前競争的協働」のツールへとそのポジションを変えてきた。水産物に対するエコラベル商品は、国内外の小売企業の供給ポリシーによる増加も多く、自然保護団体と企業の関わり方も変化させてきた。本報告では、国際的水産物認証が今後どのような役割を担うのか、また、水産物の地域化の動きについても議論する。

第二報告：古屋将太「B Corp Movementにおけるコレクティブアクションの可能性と課題」

本報告では、B Corp Movementにおけるコレクティブアクションの可能性と課題について議論する。2007年に米国ではじまったB Corp認証は、「ガバナンス」「ワーカー」「コミュニティ」「環境」「カスタマー」の5つのカテゴリで企業の実践とアウトプットを問い、評

価する仕組みであり、これまでに世界で約 6,000 社の企業が認証されている。「B Corp 相互依存宣言」のもと、目指すべき「より良い社会像」を共有する B Corp たちは、気候変動やジェンダーなど、業界を横断してコレクティブアクションを展開している一方で、近年、取り組みのスケールアップにともなって内外から批判の声も散見される。このような B Corp Movement の動きを踏まえ、萌芽期にある日本の B Corp Movement への示唆を探る。

第三報告：高橋勅徳 「交渉と応答のプロセスとしてのソーシャル・イノベーション」

ソーシャル・イノベーションは、市場のダイナミズムを生み出す企業家精神を利用し、社会問題に対して新たな解決を創造する諸活動として捉えられてきた。本報告では、私利私欲を求め企業家精神が、いかに社会問題に接続されソーシャル・イノベーションに昇華されていくのかについて、林業の 6 次産業化事例をもとに利害関係者の関わりの中で営利事業がソーシャル・ビジネスへと変化していく交渉と応答のプロセスとして捉えていく。

第四報告：大門信也 「地域自治をめぐるソーシャル・ファイナンス・イノベーションの可能性：東近江三方よし基金を事例に」

本報告では、「ヒト・モノ・カネのローカルな循環をつくる」ことを目的として 2017 年に設立された「東近江三方よし基金」をとりあげる。同基金は、滋賀県下でソーシャル・ビジネスやコミュニティ・ビジネスなどの事業型非営利団体が多く活躍している現状をふまえ、寄付金にもとづく助成事業、地域版ソーシャル・インパクト・ボンド助成事業、独自の制度融資事業、および休眠預金活用事業等を併走させながら、これら地域づくりの担い手に適切に資金をまわす役割を担おうとしている。本事例をつうじて、ローカル・ファイナンスを軸とした地域の「信用」をめぐるイノベーションが、ローカル・ガバナンス（地域自治）を築いていく営みでもあることを論じる。

環境社会学会第 66 回大会
プログラム・要旨集

2022 年 12 月 9 日発行

環境社会学会
